

一般社団法人山形県臨床検査技師会組織運営規程

平成5年4月1日制定

平成5年6月6日一部改正

第1章	総則	(第1条～第2条)
第2章	役員	(第3条～第5条)
第3章	理事会	(第6条)
第4章	専門委員会	(第7条～第9条)
第5章	役員推薦委員会	(第10条)
第6章	会務の執行	(第11条～第15条)
第7章	会務の運営	(第16条)
第8章	施設	(第17条～第18条)
第9章	準会員及び会費	(第19条～第22条)
第10章	補則および附則	(第23条～第25条)

第1章 総 則

第1条 この規程は、一般社団法人山形県臨床検査技師会（以下「本会」という）定款第4条および第5条にもとづいて定めるもので、本会を、能率的かつ確実に運営することを目的とする。

第2条 本会の、組織ならびに運営は、定款によるほか、この規程の定めるところによる。

第2章 役 員

第3条 定款第22条に定める役員の選任は、別に定める役員推薦規程による。

第4条 理事の定数は、定款第22条にもとづき、役員推薦規程別表2のとおりとする。

第5条 監事は、各地区会員より1名ずつ選出する。

第3章 理 事 会

第6条 理事会は、理事をもって構成する。ただし、必要に応じて、理事以外の会員の出席を求め意見を聞くことができる。

第4章 専 門 委 員 会

第7条 本会の組織運営のため、次の専門委員会をおく。

- (1) 常設委員会
- (2) 諮問委員会

- 2 委員会は、いずれかの部に所管をおく。
- 3 各委員会の任務、運営については、別に定める委員会規程による。
(常設委員会)

第8条 本会に常設委員会として、次の委員会をおく。

- (1) 「山形医学検査」編集委員会
 - (2) 生涯教育研修委員会
 - (3) 精度管理委員会
 - (4) 表彰審議委員会
- 2 常設委員会の委員定数は、理事会で定める。
 - 3 会長は委員長を理事から選任し、委員を委嘱する。
(諮問委員会)

第9条 諮問委員会は、会長の諮問事項を調査し、この結果を答申する。

- 2 諮問委員会の委員定数は、理事会で定める。
- 3 委員は、会長が委嘱し、委員長は、委員の互選とする。

第5章 役員推薦委員会

(役員推薦委員会)

第10条 役員推薦委員会は、定款第22条の役員の推薦にあたり、総会に提案する。

- 2 任務、構成および運営については、役員推薦規程に定める。

第6章 会務の執行

第11条 本会に次の各部をおく。

- (1) 庶務部
 - (2) 会計部
 - (3) 学術部
 - (4) 企画部
- (庶務部)

第12条 庶務部においては、次の事項を司る。

- (1) 定款、細則および諸規程に関すること
- (2) 公印の保管に関すること
- (3) 会務の報告に関すること
- (4) 文書の授受、発行および保管に関すること
- (5) 会議ならびに議事録に関すること
- (6) 会員掌握に関すること
- (7) 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会ならびに地区および関係団体との連携に関する
こと。地区運営に関しては、地区運営内規を別に定める。
- (8) 山臨技ニュースの発行とホームページ運営に関すること

- (9) 事務所の管理に関する事
- (10) 前各号に掲げるもののほか他の所管に属さないもの
(会計部)

第13条 会計部においては、次の事項を司る。

- (1) 会計簿の作成および保管に関する事 (電子媒体を含む)
- (2) 現金の保管、出納に関する事
- (3) 財政の確立に関する事
- (4) 年度収支予算に関する事
- (5) 収支決算書の作成に関する事
- (6) その他会計に関する事
(学術部)

第14条 学術部においては、次の事項を司る。

- (1) 学会に関する事
- (2) 学術研究会、研修会に関する事
- (3) 全国、東北地区、地区学術活動との連携に関する事
- (4) 部門別検査分野に関する事
- (5) 「山形医学検査」の学術論文に関する事
- (6) 学術団体との交流に関する事
- (7) その他学術に関する事

2 部門別検査分野の任務、運営については、別に定める学術部運営規程による。

3 学会の任務、運営については、別に定める山形県医学検査学会運営規程による。

(企画部)

第15条 企画部においては、次の事項を司る。

- (1) 県民に対する衛生思想の普及、啓蒙に関する事
- (2) 地域保健事業に関する事
- (3) 公益事業実施について行政、他団体との共催および協力に関する事
- (4) その他企画事業に関する事

第7章 会務の運営

(役員会の会務の分掌)

第16条 副会長は、会長を補佐し、庶務部、学術部、企画部の各部を分掌統轄する。

- 2 庶務部、会計部、学術部、企画部に部長をおく。
- 3 庶務部長は、本会の事務局長を兼ねる。
- 4 各地区事務局長は、庶務部に配し、業務を分掌する。
- 5 理事は各部の業務を分掌する。

第8章 施設

(施設)

第17条 会員の勤務先を施設という。施設には施設連絡責任者を1名おく。選任は施設内会員の互選とする。

第18条 施設連絡責任者は、その施設の代表となり、会員の意志の疎通を図り、本会および支部からの通知連絡の徹底など本会の活動を助けるものとする。

第9章 準会員及び会費

(準会員)

第19条 本会は、定款第6条の定めによる他に準会員をおくことができる。

第20条 本会に入会を希望する個人で次の各号の一つに該当するものは準会員とする。

(1) 定款第6条第2項の資格を有しない個人で本人の申し出があったとき

(2) 山形県内に勤務も居住もしていない日本臨床衛生検査技師会会員で本会に加入希望の申し出があったとき

(入会金及び会費)

第21条 準会員の入会金は1,000円とする。

2 準会員の会費は正会員に準ずる。

(入会金、会費の納入期)

第22条 新入準会員は入会手続きと同時に入会金及び当該年度の会費を納入するものとする。

2 準会員は新年度開始前までに次年度の会費を納入するものとする。

第10章 補則および附則

(補則)

第23条 この規程に定めていない事項が発生したときは、理事会の議決を経て処理し総会での承認を得るものとする。

第24条 この規程は理事会の議決を経なければ変更することはできない。

(附則)

第25条 この規程は平成5年6月6日より施行する。

2 この規程は、平成15年1月17日に一部改定する。

3 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

4 この規程は、平成17年1月16日に一部改定する。

5 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

6 この規程は、平成18年3月11日に一部改定する。

7 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

8 この規程は、平成25年4月10日に一部改定する。

9 この規程は、平成25年4月10日から施行する。

地区運営内規

(総則)

第1条 この内規は、組織運営規程に基づき、地区の組織ならびに運営について定める。

(名称)

第2条 3地区は、それぞれ一般社団法人山形県臨床検査技師会村山地区、庄内最上地区、置賜地区と称す。

(目的)

第3条 地区は、一般社団法人山形県臨床検査技師会定款第4条に基づき、活動することを目的とする。

(事業)

第4条 地区は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 一般社団法人山形県臨床検査技師会定款第5条に掲げられた事業
- (2) 一般社団法人山形県臨床検査技師会定款第5条に基づく一般社団法人山形県臨床検査技師会の事業への協力
- (3) その他、目的達成のために必要な事業

(事務局)

第5条 地区の事務局は、原則として事務局長の勤務する施設内に置く。

(構成)

第6条 地区会員は、村山、庄内最上、置賜のそれぞれの地区内に居住又は勤務する一般社団法人山形県臨床検査技師会の正会員で構成する。

(会議)

第7条 地区に次の会議を置く。

1 地区役員会

第8条 地区役員会は、県総会の決定事項の運営にあたり、必要に応じて地区長が召集する。但し、県総会の決定及び規約に定めのない事項については、地区役員会が処理し、理事会に報告、必要に応じて県総会の承認を得るものとする。県理事に選出された者は、地区との連絡を密にするために地区役員会に出席する。

(役員を選出と任期)

第9条 1 地区には、次の役員を置く。

地区長	1名
副地区長	1名（必要に応じ2名まで置くことが出来る）
事務局長	1名（必要に応じて庶務、会計などを置くことが出来る）
幹事	若干名
役員推薦委員	村山3名、庄内・最上3名、置賜3名

2 地区長、副地区長および事務局長は県の理事を兼任する。

3 幹事は地区において選任する。

4 幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。（役員推薦委員の任期は、他の役員と1年ずらして改選時を円滑に運営する）

- 5 役員に欠員が生じた場合、地区役員会は役員推薦委員より推薦を受け協議をし、役員として承認できる。任期は、前任者の残任期間とする。(役員推薦委員が欠員の場合は、村山地区は地区会員の中から、村山地区以外は欠員の生じた地区より選出し、それぞれの地区役員会の承認を得る)

(職務)

- 第 10 条 1 地区長は、地区を代表し統括する。
 2 副地区長は地区長を補佐し、地区長に事故あるときは、職務を代行する。
 3 事務局長は、地区の庶務・会計を統括する。
 4 幹事は、地区役員会を構成し、会務を執行する。

(役員推薦委員会)

- 第 11 条 1 それぞれの地区役員推薦委員の構成は別表のとおりであり、村山地区は、3名の役員推薦委員が県役員推薦委員を兼ねる。村山地区を除き委員長は委員の互選とし、県役員推薦委員を兼ねる。
 2 役員推薦委員会は、役員改選期に当たる年の前年までに、役員候補者を本人の承諾を得て推薦する。

(運営費)

- 第 12 条 地区の運営費は、それぞれの事業計画に基づき県技師会の会計部に予算要求を行い、総会の議決を得る。

(内規の変更)

- 第 13 条 この内規は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

別表：各地区役員推薦委員地区構成

村山地区	3名	
庄内最上地区	3名	(内訳) 鶴岡地域 1名 酒田地域 1名 新庄最上地域 1名
置賜地区	3名	